

日本救急医学会九州地方会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、日本救急医学会九州地方会と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、救急医学の進歩発展を図り、救急医療の普及と発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌、研究資料の発行
3. 日本救急医学会との連携
4. 関係団体との協力活動
5. 本会の目的を達成するために必要なその他の事項

第4条 本会の事務局を当分の間、久留米大学病院高度救命救急センター内におく。

第3章 会 員

第5条 会員は、本会の目的に賛同し、この方面の診療・研究もしくは事業に従事している者で、下記のいずれかに該当する者とする。

1. 正会員 医師、看護師、救急隊員、その他の医療関係者などで、所定額（細則に定める）の会費をおさめた者。
2. 名誉会員 本会のために特に功労のあった者のなかから役員会および評議員会の議を経て推薦する個人とする。
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、特別の所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人とする。
4. 施設会員 所定の会費を納入して本事務局から、学術集会のプログラム、機関誌、その他の連絡事項をうけとる施設で、医師以外を対象とする。

第6条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費をそえて本事務局に申し込むものとする。

第7条 会員はつぎの理由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 会費の滞納（継続2年以上）
3. 死亡または失踪宣言もしくは団体の解散
4. 本会の解散
5. 除名

第8条 本会を退会しようとする者は、その旨を本事務局に文書によって届け出なければならない。

第9条 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、役員会ならびに評議員会の議決によってこれを除名することができる。

第4章 役 員

第10条 本会にはつぎの役員をおく。

会長	1名
幹事	13名*
監事	2名
前回会長	1名
次回会長	1名
次々回会長	1名

*（幹事が会長または次回会長・次々回会長を兼ねることがある）

第11条 本会の役員はつぎの各項によって選任する。

1. 会長・次回会長および次々回会長は、役員会の議を経て推薦し、評議員会の承認をうけて選任する。
2. 幹事および監事は、別に定める規定にしたがい評議員のなかから選任する。

第12条 本会の役員は、つぎの職務を行う。

1. 会長は、本会の学術集会を主催するとともに、その在任中は本

会を代表して会務を統括する。

2. 役員は、会長のもとに役員会を組織し、会則にしたがって会務を執行する。
3. 監事は、会務を監査する。
4. 会長の職務遂行に支障が生じた場合には、次回会長がこれを代行することができる。

第 13 条 本会の役員の任期は、つぎのとおりとする。

1. 会長・前会長・次会長および次々回会長の任期は各々1年とする。
2. 幹事・監事の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 補充によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 評 議 員

第 14 条 本会には、つぎの各項にしたがって評議員をおく。

1. 評議員は、別に定める規定により、正会員のなかから選任する。
2. 評議員は、評議員会を組織し、会則にしたがって重要事項を審議する。
3. 評議員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 評議員の改選は3年毎に行う。
5. 定時改選以外に選任された評議員の任期は、承認された日から次の定時改選時期までとする。

第 6 章 会議および委員会

第 15 条 本会には、会務を議するためにつぎの会議をおく。

1. 役員会
2. 評議員会
3. 総会

第 16 条 役員会は、つぎの各項にしたがって開催する。

1. 役員会は、毎年2回、会長が招集する。ただし現在数の3分の1

以上の役員から会議の目的を示して請求があったとき、または会長がその開催の必要をみとめたときには、会長は、速やかに臨時役員会を招集しなければならない。

2. 役員会は、監事を除く役員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い、議決することができない。ただし当該議事について、あらかじめ文書によって意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
3. 役員会の議長は会長とする。
4. 監事は意見を述べることはできるが、議決権は持たない。

第 17 条 評議員会は、つぎの各項にしたがって開催する。

1. 定期評議員会は、毎年1回、定期総会の前に会長が招集する。
2. 評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的を示して請求があったとき、または役員会がその開催を議決したときには、会長は30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
3. 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を行い、議決することができない。ただし当該議事について、あらかじめ文書によって意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
4. 評議員会の議長は会長とする。
5. 名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第 18 条 総会は、つぎの各項にしたがって開催する。

1. 総会は、正会員および名誉会員をもって構成する。
2. 定期総会は、毎年1回、会長が招集する。
3. つぎの各号に掲げる事項については、定期総会に報告しなければならない。
 - 1) 事業報告および収支決算
 - 2) 事業計画および収支予算
4. 定期総会の議長は会長とする。

第 19 条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2

名が署名してこれを事務局に保管する。

第20条 本会には、その事業の円滑な実施をはかるため、つぎの各項にしたがって委員会を設置することができる。

1. 委員会の設置および解散は、役員会の議決による。
2. 委員会の委員長および委員は、会長が委嘱する。

第7章 会 計

第21条 本会の資産は、つぎのとおりとする。

1. 会費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄付金品
5. 日本救急医学会からの助成金
6. その他の収入

第22条 本会の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

第23条 本会の事業計画およびこれにともなう収支予算は、毎会計年度の開始前に次回会長が編成し、役員会および評議員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

第24条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、役員会および評議員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

第25条 既納の金品は、返還しない。

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日をもって終わる。

第8章 補 則

第27条 本会の会則の改正は、役員会および評議員会の議決を経たうえ総会に報告しなければならない。

第28条 本会の会則施行に必要な細則は、役員会および評議員会の議決を経て

別に定める。

付 則

この会則は、平成9年4月5日から施行する。

この会則の改正は、平成9年10月17日から施行する。

この会則の改正は、平成10年5月9日から施行する。

この会則の改正は、平成11年4月24日から施行する。

この会則の改正は、平成12年5月13日から施行する。

この会則の改正は、平成13年5月12日から施行する。

この会則の改正は、平成15年6月8日から施行する。

この会則の改正は、平成16年5月23日から施行する。

この会則の改正は、平成18年4月23日から施行する。

この会則の改正は、平成19年5月13日から施行する。

この会則の改正は、平成20年5月11日から施行する。

この会則の改正は、平成21年5月24日から施行する。

この会則の改正は、平成22年5月16日から施行する。

日本救急医学会九州地方会会則施行細則

第1章 評議員の選出および任期

- 第1条 評議員の選出は、本会会則によるほかはこの細則にしたがう。
1. 新規に評議員になろうとする者は、3月31日までに評議員申請書を事務局に提出しなければならない。
 2. 評議員の選出は現評議員2名の推薦を文書で受け役員会の議を経て行なわれ、評議員会で承認された場合にこれを選任する。
 3. 本会の評議員に推薦される者は本会の会員であることと医師は日本救急医学会の救急科専門医であることを原則とする。
 4. 評議員に選出される者は、救急医療に関して十分な経歴を有し、かつ救急医療に関する業績があること。
 5. 同一施設からの医師の評議員の選出は原則として2名までとする。
 6. 看護師の評議員数は各県当面2名以上5名までとする。
 7. 救急隊員の評議員数は各県当面1名までとする。
 8. 評議員数は原則として各県の会員の約10%以内とし、総数は100名以内とする。
 9. 評議員の任期は、承認の行われた年の学術集会終了日の翌日から、次期の評議員改選年の学術集会終了の日までとする。
定時改選以外に選任された評議員の任期は、次期の定時改選年までとする。
(但し、総会終了時に満65歳であれば任期終了とする。)
 10. 評議員再任候補者も、上記の選出手続きに従うものとする。
 11. 正当な理由なくして連続3年間にわたり評議員会に欠席した者は、資格を失い次期再任の資格を喪失する。ただし、委任状は出席として認めない。
 12. 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、役員会の審議決定にしたがうものとする。
 13. 事務局に事務担当の評議員を1名置く。

第2章 役員を選任および任期

- 第2条 役員を選任は、本会会則によるほかはこの細則にしたがう。
1. 会長・次回会長および次々回会長は、評議員のなかから役員会の議を経て選任する。
 2. 幹事および監事の任期満了に伴う次期選出は、役員会の議を経て行なわれ、評議員会で承認された場合にこれを選任する。
 3. 役員に欠員が生じた場合には、会長はすみやかに役員会を招集し、前項の規定にしたがい選任し、これを補充することができる。
 4. 会長の任期は、前回の学術集会終了の翌日から学術集会終了の日までとする。
 5. 幹事および監事の任期は、選任の行われた年の学術集会終了日の翌日から、3年後の学術集会終了の日までとする。
(但し、総会終了時に満65歳であれば任期終了とする。)
 6. 幹事のうち2名を看護師とする。

第3章 学術集会

- 第3条 本会の学術集会の主催は、別に定める要綱に基づくものとする。運営要項の改正は役員会で決定し、評議員会で承認を得る。

第4章 会費

- 第4条 本会の会費年額はつぎのとおりとする。
1. 会費
 - イ. 正会員 3,000円
 - ロ. 評議員 6,000円
 - ハ. 賛助会員 50,000円
 - ニ. 施設会員 10,000円
 2. 名誉会員は、会費の納入を免除する。

第5章 細則の改正

第5条 この細則の改正は、役員会および評議員会の議決を経て総会に報告しなければならない。

付 則

この細則は、平成9年10月17日から施行する。

この細則の改正は、平成10年5月9日から施行する。

この細則の改正は、平成11年4月24日から施行する。

この細則の改正は、平成12年5月13日から施行する。

この細則の改正は、平成13年5月12日から施行する。

この細則の改正は、平成14年5月12日から施行する。

この細則の改正は、平成15年6月8日から施行する。

この細則の改正は、平成16年5月23日から施行する。

この細則の改正は、平成17年7月17日から施行する。

この細則の改正は、平成18年4月23日から施行する。

この細則の改正は、平成19年5月13日から施行する。

この細則の改正は、平成20年5月11日から施行する。

この細則の改正は、平成21年5月24日から施行する。

この細則の改正は、平成26年6月22日から施行する。